



やまもと ひさ お
山本 久夫 議員

学校の対策

児童生徒のコロナ感染対応は 当委員会独自で対応

問 現在、高知県ではコロナ感染状況が落ち着き、まん延防止地域から解除されている状況となつてあるが、コロナ感染がワクチンの効果もあり高齢者から若年層へと移行している状況となつてている。全国的にも学校でのコロナ感染が問題となり文科省においては、令和3年8月27日に教育委員会に対しコロナ感染対応ガイドラインが通知されている。

その内容は、学校でコロナ感染が発生した場合に教育委員会と保健所及び学校とが連携し、コロナ感染対応について、それぞれの立場で児童生徒の安全と保護者の安心を確保することを目的に策定するものだが、教育委員会の対応と考えを問う。

答 現在、高知県ではコロナ感染状況が落ち着き、まん延防止地域から解除されている状況となつてあるが、コロナ感染がワクチンの効果もあり高齢者から若年層へと移行している状況となつていている。全国的にも学校でのコロナ感染が問題となり文科省においては、令和3年8月27日に教育委員会に対しコロナ感染対応ガイドラインが通知されている。

また、教育委員会で協議され策定された対応ガイドラインに対し、当事者である学校が現場で対応すべき内容を指針に従い方針を策定するのが組織としての対応と考える。

濃厚接触者等の特定、リストの作成の手順、学びの保障等、学校の責任と権限においてコロナ対応が整理されているか。

教育委員会の策定したフロー図の空白を埋めるだけの対応でなく、児童生徒の安全と保護者の安心が得られる内容であるか、なければ指導監督する必要があると考えるが、教育長の考えを問う。



児童も先生もマスクを着用しての授業中の一コマ（南郷小学校）

答 畠地 教育長

教育委員会独自で定めた保育所、学校職員、児童生徒にコロナ感染の恐れがある場合、あるいは感染症が発生した場合の対応フローを定めている。学級閉鎖、学年閉鎖、休校についての基準は今のところ設けていない。

保健所に状況を説明して、町内の感染状況や濃厚接触者の状況を総合的に考え保健所の指示、判断を仰ぎながら決定する。

また、対応ガイドラインを参考に設置者としての権限を持つて学校でのコロナ感染発生時の対応指針を策定しているか。また設置者の権限で対応できる学級閉鎖、学年閉鎖、休校についての基準は今



授業に使われるタブレット端末